

令和2年（行ク）第50号 訴訟参加の申立て事件

（本案・令和2年（行ウ）第92号バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件）

決 定

申 立 人 関西電力株式会社

当庁令和2年（行ウ）第92号バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件につき、申立人から、行政事件訴訟法38条1項及び同法22条に基づき、訴訟参加の申立てがあったので、当裁判所は、原告ら及び被告の意見を聴いた上、申立人を訴訟に参加させることが相当であると認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人を当庁令和2年（行ウ）第92号事件の訴訟に参加させる。

令和3年1月20日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 角 谷 昌 毅

裁判官 後 藤 隆 大

裁判官 若 林 慶 浩

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 山 下

